

令和 6 年度 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書

氏 名 _____

令和 2 年分から令和 4 年分までの間に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で、令和 5 年度以前の市民税及び府民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引ききれなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

(単位：円)

譲渡損失の生じた年度	前年度から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	令和 6 年度分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	令和 6 年度分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
令和 3 年度 (令和 2 年分)	A	D (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	令和 3 年度分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
		E (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
令和 4 年度 (令和 3 年分)	B	F (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	① (B - F - G)
		G (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
令和 5 年度 (令和 4 年分)	C	H (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	② (C - H - I)
		I (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
令和 6 年度分で上場株式等に係る譲渡所得の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		③ (D + F + H)	/
令和 6 年度分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		④ (E + G + I)	/
令和 7 年度以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (令和 6 年度 上場株式等に係る譲渡損失明細書の 5 と①+②)			

※ 「令和 5 年度分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年度から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年度に生じた金額から順次控除します。また、「令和 5 年度分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、損失の金額を、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。